

農地法の改正と

遊休農地の対策は

質問

食料の多くを輸入に頼るわが国は、国内の農業生産を高め、食料の安定供給に努めなければなりません。そのために農地の確保と有効利用を図ることを目的として、農地法など改正法がさきの通常国会で成立した。

この農地法の改正の内容は。

経済建設部長

主なものとしては、農地法第1条の目的規定について、農地が地域における貴重な資源であること。農地を、効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の

取得を促進することなどを明確化している。

2点目に、農地について、所有権、賃借権などの権利を有する者は、その適正かつ効率的な利用を確保しなければならぬ旨の規定も新たに設けている。

質問

本市の耕作放棄地はどれくらいあるのか。

経済課長

本市においては、耕作放棄地はない。ただ、耕作をしていない遊休的なところはありますが、国の示す調査物における



耕作放棄地には該当しない。

質問

遊休農地と、耕作放棄地の違いの基準は。

経済課長

遊休農地は、手を入れて耕作がすぐできる農地。耕作放棄地は、重機を入れてきちつとしなければ、畑または田の状態にならない農地。

質問

遊休農地をなくしていく努力をするための工夫は。

経済課長

田については、利用権の設定を勧め、農協や担い手農家に貸すよう指導を進めている。



小沢 照子 議員

「緑のカーテン」の普及促進を

質問

今愛知県は、地球温暖化対策として、アサガオやヘチマ、ゴーヤなどのつる性植物で覆う緑のカーテンを広げようと、「あいち緑のカーテンコンテスト」を開催している。

本市でも、緑のカーテンの工コチャレンジをしているが、公共施設や、市民がみえるが、今はまだ初期の段階で、これからの創意工夫が必要ではないかと考える。

そこで、本市も県に倣ってコンテストなどを開催し、身近な工コ対策の一つである緑のカーテンの普及をと考えるが見解は。

市長

緑のカーテンを、まずは公共施設に実施・普及し、市民や事業所にもPRをしていきたい。

質問

コンテストなどの開催は。

市長

そうした普及、啓蒙活動の中で考えていきたい。